

Title	英国の強制徴兵制度
Sub Title	
Author	占部, 百太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.3 (1916. 3) ,p.273(1)- 298(26)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160301-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160301-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

營業科目

瓦斯科	製司	石炭	瓦斯
コークス	コークス	燐石	カールボ
コークス	コークス	燐石	コークス
コークス	コークス	燐石	コークス

東京瓦斯株式會社產出  
瓦斯科一手販賣元

# 東京瓦斯コークス株式會社

東京市京橋區南新堀二丁目五番地  
電話京橋特長二九九四・一〇六〇 振替貯金口座東京二〇六二番

力スコークス  
五特大特色  
無煙無臭  
火元安全  
火力強烈  
火持長時  
費用輕減

## 三田學會雜誌第十卷第三號

### 論說

#### 英國の強制徵兵制度

占部百太郎

英國は遂に強制徵兵制を採用するに至つた。尤も強制徵兵制と云つても、永久に之を布くと云ふ譯ではなく、今回の戦争の續く間を期限とするとか、未だ募兵に應ぜない十八歳乃至四十一歳の未婚男子のみを強制服役せしむるとか、最も此の制度に反對の激烈な併も全然國民性を異にせる愛蘭を除外するとか、其他尙下文に

詳述するやうな種々制限的の徵兵制度ではあるけれど、古來義勇兵制度を國是とし來つた其の英國が、假令一時たりとも、多年の傳說的主義政策を抛棄せねばならぬことに立至つたのは、正しく一種の革命と云はねばならぬ。個人の自由を最も尊重する英國人が、其の平常排斥する普魯士流の軍國主義をば、縦し一時たりとも採用せねばならぬ境遇に陥つたのは、畢竟今回の戦争に最後の勝利を占めむとする大決心の表現に外ならないけれど、一方から之を觀れば、英米流の自由制度は遂に獨塊流の軍國主義に降服したものであると、一寸觀察せられぬでもない。一昨年八月英國が戦争に加つてから、頻りに陸兵の不足を感じ、惶惶として募兵を計畫し、内閣大臣が聲を囁らして募兵の演説をしたり、街の辻々に業々しい貼札をしたりするのを見れば、如何にも英國政府が一朝有事の日に備ふる用意の足りないやうに思はれる。這麼に泡喰ふ程ならば、何故平常から徵兵制度を布いて居ないであらうと、思はれぬでもない。併し、日本と英吉利は均しく島帝國ではあるけれど、國民性と云ひ、各般の制度と云ひ、又四圍の狀況と云ひ、兩國の間に非常の相違がある。日本に布かれ易い徵兵制も、英國には容易に實行され難い種々の理由がある。英國の如き

民衆政治の國柄では、政府が一片の法律を出せば、其れが直ちに人民に依て循守せらるゝと云ふ譯には行かない。國會を通過して法律として實施せらるゝ迄には、國家を構成する社會各階級の充分なる承認を経た上でなければならぬ。其の代り一旦制定せられた法律は、容易に之を改變したり、又は之に違背することは殆どない。憚る國家の大危機に遭遇しても、此の保守的な容易に輕舉盲動しない所謂ドッシリしたる所が、氣早な衝動的な吾々日本人杯の目から見ると、緩慢ともノロ臭いとも見へて、堪へ難い思がするけれど、此處が即ちアングロサクソン民族の短處の如く見ゆる長處である。

更らに翻つて開戦以來の英國の地位を觀察しても、英國としては必ずしも悲觀するを要しない寧ろ却て樂觀す可き有様がないでもない。成程陸戦に於ては獨塊側が迥に優勢で、白耳義セルヴィア、モンテネグロの三小邦は既に全く敵方の蹂躪するに任せて居る。北佛も波蘭も獨軍に占領せられて居る。ガリポリの攻撃も全く失敗に了つた。然し英國は時々獨逸飛行船の襲撃を受けたけれど、未だ尺寸の土地も失はないのみならず、海上權は殆ど全く其の掌握する所となり、(概)近地中海は多

少危険であるけれど、北海の封鎖は益々嚴密を極めて、獨逸は最早軍需品を和蘭の方面から得ること能はざるに至つた。且阿弗利加に於ける獨逸の殖民地も今は殆ど全く英國の手に歸し、埃及も此機會を以て従前の空漠なる勢力範圍てふ名義を止めて純然たる保護國と爲して了つた。戰費から云つても、獨逸側の財政が益々逼迫を告げつゝあるに引き換へ、英國は其の莫大なる自國の軍費を支出する外、尙同盟諸國の費用をも融通するだけの餘裕を具へて居る。英國の政治家が屢々最後の勝利我に在りと揚言するは、必ずしも味方の士氣を鼓舞する空言駄法螺とのみ聽く可きでない。

然りと雖も英國が此の振古未曾有の大戦争に會して其の古來の自由制度を維持し得ず、遂に敵方の軍國主義に倣はざるを得ざるに至つたのは、正しく英國制度の大革命と云はねばならぬ。最後の勝利を獲たいとの念慮が英國人をして此の大決心に出でしめたること固より云ふ迄もないが、彼等が此の決心に至る迄の慘憺たる苦悶の跡を檢覈する事は、非常に興味ある題目である。余は左に何故に英國が徴兵制度を排斥して義勇兵制度を採り來つたか、少しく其の由來を叙べ、次に開戦

以後英國の陸軍制度が如何なる變革を經來つて、這回遂に強制徴兵制を採用するに至つたか、其等の次第を説明しやうと思ふ。

## 二

英國が軍國主義 (Militarism) 並び其の具體たる徴兵制度 (Conscription) を嫌惡する由來は極めて古い。チャールズ一世が國會に軍費を要求するの煩勞を厭て、恣に軍用金を富豪貴族に賦課したり、或は強制的に兵隊を民家に宿泊せしめたりした事は、王の自滅を招いた重なる原因であつたけれど、英國人が痛切に軍人の跋扈を恐れ始めたのは、寧ろクロムウェル及び其鐵甲隊が、或は國會を強制的に解散したり、或は國會の憲法制定權を剝奪せむと試みたりした時代からであつた。夫れで餘程國家の必要に迫られない限りは、英國人をして徴兵制度、否徴兵制度らしいものから服従せしむることは出來ない。埒地利や獨逸が各自徴兵制度を強制して、忌がるスラヴ人や波蘭人をして其同胞民族と骨肉相殺がしむるが如き慘劇を傍觀して、彼等英國人の軍國主義を嫌惡する念は益々盛むになるのであつた。加之英國人が國王から自由を獲得せんとして抗争したる歴史は、大部分武權に對する民權の

勝利と關係して居つた。ウィリアム三世の治世に國會が常備軍の費用を向ふ一年に限り議決して國王に供與する制にしたのは、是れが會々其れ迄は國王の隨意に國會を召集し來つた慣例を廢して常備軍を維持する必要上、否應なしに毎年必ず國會を開かねばならぬやうになつた英國憲法上の一新紀元を開くに至つた原因となつたけれど、要するにミリタリズムの專横に懲々した英國人が民權を以て武權を壓へむとする創意に出でたものである。英國人が個人の自由權利を尊重する念の深きと實に吾々の想像以上である。此の尊ぶ可き個人の自由と權利たるや、國家の威力を以てしても容易に奪ふことを許さない。故に英國の政治家は暴動を鎮壓したり、同盟罷業を制遏する爲にも、殆ど武力を用ふことは許されない。近い例は一九一一年の鐵道從業者大同盟罷業の際、ウィンストンチャーチルが兵隊を動かしたと云ふので大に輿論の攻撃を受けて、彼は忽ち内相の椅子を擲たざるを得なかつたことに徴しても明かである。畢竟するにミリタリズムの英國人に嫌惡せらるゝ所以は、事を論究するに方つて、道理と善意の働く範圍を狭くすると云ふに歸着する。仍て英國人の眼から見れば、ミリタリズムの權化たる徴兵制度は假令如何

なる形式を取るとしても、昔時の國王專政時代の復古であつて爲政者をして容易に武的方法を以て人民に臨ましむるに至ると云ふのである。

奈破翁戰爭頃から歐羅巴大陸諸國は大概徴兵制度を布いたけれど、英國だけは依然義勇兵制度 (voluntary system) を守り來つた。海軍さへ強ければ、殆ど外敵の侵入を許さない英國の島國たる地理的境涯に負ふことの大きな固よりであるけれど、英國人が個人の自由を愛するの念が強い證左である。英國常備軍 (standing army) の起原はチャールス二世の時代に在るのであるが、其常備軍には二種類あつた。(一)舊封建制度の遺物たる feudal array と(二)チャールス一世の頃から民兵 (militia) と稱せられ來つた古來の所謂 train bands である。常備軍と云つても、當時は一萬五千人位であつた。ジェームス二世は國會の協賛を経ずして恣に之を三萬人に増加した。是れが王の位を失うに至つた重なる原因の一つであつた。國會の方では國王が平和の時に自己の權威に依て多數の軍隊を養ふことは國民を脅かし虐政を導く所以であると云ふので、一六八九年の權利券狀 (Bill of Rights) 中にも「國會の同意を経ずして平和の時に於て常備軍を募り之を保持するは違法なり」と宣言し、後年には

前述の如く一年に限り軍費を協賛するに至つたのである。其後英國の陸軍は多少の變遷を経來つたけれど、是等の事を詳述するは本文の目的でないから之を省略する。要するに英國の國會では陸軍を擴張する事よりも其の膨脹を制遏する事に力め來つた結果、陸軍の經費は常に制限する一方に傾いて、殆ど一人の冗員すらも許さないと云ふ風であつた。且英國陸軍行政の第一困難としたのは、徴兵制でなくして志願兵制であるので、陸軍當局の方で編入部隊を指定する事が出來ず、各志願兵の志望聯隊に編入せねばならぬ事であつた。是れが則ち英國陸軍の單位を聯隊にした (The living entity in the British Army is the regiment) 原因である。隨て何かの理由で評判の良い聯隊には入隊者が有り餘る程來るけれど、少し不評判な聯隊には兵員を得るに困難を感じるのである。是れが又一國軍隊の編成上に及ぼす障害は云ふ迄もない(ロンドンタイムズ社發行 The Times Book of Army の序文參照)

クラッドエル卿の陸軍改革の後を承けて、一九〇六年自由黨内閣組織後前大法官ホルデーン卿が未だ陸軍大臣であつた際、大に軍制の改革を斷行した。此の改革は常備軍と在來の民兵との間の聯絡を密接にするのが趣意であつた。其の要點は

從來の民兵即ち地方の農民乃至 Yeomanry より成る義勇兵を以て特種の補充部隊 (a special branch of the Army Reserve) に充て、之を以て各大隊の缺員を補充し又は内地の守備、通信の業に當らしむる事にした。夫れから専ら市街地住民の愛國者から成る Volunteers を以て所謂地方軍 (Territorials) を編成し、是等の志願兵には海外勤務に當るの權利を與る事にした。這回の戦争の劈頭に正規兵 (Regulars) の外、直ちに大陸に出征して奮戦したのは、是等地方軍であつた。

一昨年八月英國が獨逸と開戦した以前、英本國に於ける正規兵が總計十二萬一千人で海外駐屯の正規兵が十一萬七千人(即ち印度、埃及、南阿其他に於ける白人隊)而して豫備兵 (Army Reserve) が十四萬六千人であつた。此の豫備兵制度は一八五九年創設せられて爾後多少の變遷を経來つた。E. W. Ridges 近著 Constitutional Law of England 三六三頁參照) かくて開戦後民兵 (militia) から成る補充部隊と地方軍から成る義勇兵 (Volunteers) とを以て正規兵と共に大陸の戦線に立たしむる事になつた所が其後英國は多々益々大兵の必要を感じた。併かも前記の地方軍や民兵をば一隊として其儘海外の戦線に立たしむる事は法規上許されて居ない。仍で陸軍省は此

の新らしい急要に應ずる爲、全然別種の陸軍を組織する事にした。所謂キツチナー軍の組織は外間では兎角悪評を加へて居るけれど、英國人は非常の成功と稱して居る。一方に於て民兵の補充部隊が多數大陸遠征軍 (Expeditionary Force) に参加したのと、地方軍から外征志願者が多かつたのとは、何れも英國人の愛國心の熾烈を證明して居る。

三

英國が大戦に参加してから六七ヶ月を經過するに連れ、其の戦線は未曾有の範圍に擴大された。然も陸戦に於ては聯合側の形勢振はず、戦争は何時果つ可しとも分らぬやうになつて來たので、之を今一層有效に行らうとするには、是迄の義勇兵制度よりも一種の徴兵制度を採用す可しとの要求の聲が大分高くなつたのである。然し此の要求には強烈なる反對が叫ばれた。強制的奉公 (Compulsory national service) と云ふのは全然徴兵制度 (Conscription) とは別物であると徴兵賛成論者が説服せむとしても、其の國家が國民の生命を強制的に取上ぐる點に於て聊か異つた所はない、此の如きは國を擧げて呪阻す可きであると云つて、中々に承知しない。外國で自由の

爲に戦つても、本國で自由を失つては何の得る所ぞ、普魯士主義 (Prussianism) に反對して戦はなければならぬならば、獨逸で戦うよりも先づ英國で戦ふに如かずと、徴兵反對者は論じたのである。

英國は海軍國であつて多くの海兵を要するので、之を募集するには種々の誘拐強迫手段を用ひたことは古來の語譯に残つて居るが、戦争に際しては陸兵を募るにも又強制手段 (Imprment) を用ひた例は屢々である。然し原則としては常に義勇兵制度で、一六九七年の (Mutiny Act) にも「何人と雖も治安判事 (Justice of the peace) の前に自由の同意を宣明せざる限り兵籍に編入せらるる事なし」と規定せられ是れが今尙有效である。

夫れから英國に徴兵制度の實行され難い事情が他に一個ある。勞働と資本の争が即ち其れである。十二月發行のラウンド・テーブル誌の數節は最も簡明に其間の事情を説いて居るから、左に其れを摘載する。

徴兵制度の論争は資本と勞働の争と關聯して居るので、之が反對の聲は非常に高大になつて來た。勞働殊に組織ある勞働の目から觀れば、如何なる形式の強制で

も皆不幸なる勞働者に對する資本家の權力の増加を意味する。強制は即ち勞働者が唯一の武器とする同盟罷業の權力をば多少剝奪する事を意味する。徴兵制度が布かるる事になれば、産業上にも強制が行はれて爲に勞働をして資本家の私益の犠牲に供せしむる事になる。是の如きは組織ある勞働の斷じて許す能はざる所である。勞働者の目から觀れば、是れは單に強制を含むばかりでなく、過去五十年間非常の辛酸を嘗め莫大の犠牲を拂て折角に獲得した産業戦争の功果を失ふものである。此の如く資本家と勞働者との疎隔に因つて、徴兵制度の問題は直ちに階級間の競争と混淆せられて、最早單なる軍事上の方策として其價値を判斷することが出来ないやうになつて來た。

事態は晩近に於ける政府と國會の權威の衰微に因て、一層紛糾して來た。第十九世紀の後半に於て選舉權を與へられた人民の多數は選舉人として彼等に課せられた充分の責任を辨まへなかつた。爲政者の階級に於ても亦是等の新らしい選舉人を信頼して彼等の前に國利民福に伴へる公誠なる政策を提供することを爲さずして、偏に自家の政黨の爲めに政治上の組織、約束、廣告又は伶俐なる演說の力を

用ひて多數を獲る事にのみ腐心したのである。下流社會の政治的冷淡と、上流社會の先見指導の宜しきを得ざる所に、更らに貧富の兩階級間の鬭争とが加はつて來たので、益々政治家と人民との間に於ける疎隔不信を惹起し、假令國會で多數を制したとしても、近來の政府は何れも其の基礎が弱い。此の弱點は今回の聯合内閣に於ても存して居る。縱し其れは總ての黨派を代表して居ても、眞正の國民的政府とは云へない。其れは導く人と導かるゝ人との間に完全なる了解と信任とが在つて生ずる所の權威と力とを具へて居ない云々。

以上ラウンド・テーブル誌の所説は、英國の徴兵を困難ならしむる一面を闡明して餘蘊ないのである。此の勞働と資本との久しき紛争が、英國の軍器彈藥其他の軍需品の供給に多少の障害を及ぼしたるは蔽ふ可からざる事實である。

英國は開戦以來一方兵員の不足を感ずると同時に、他方に於ては頻りと軍需品の不足をも告げたのである。仍で從來の姑息的軍需品製造法を改革するの急要を感じて、昨年五月聯合内閣の成立と同時に「ロイド・ジョルジ」は大藏大臣から轉じて、新設の軍需品大臣の椅子を占めた。彼は就任後豫ねてから勞働者間に於ける盛望



を利用して所謂製造工場の大動員を行つた。英國の目星しい私立工場は一切之を徴發して大々的に兵器彈藥其他の軍需品工場に充用したのである。是等の目的から制定せられた軍需品法(The Munitions of War Act)は軍需品製造工場に於ける勞働紛議の強制仲裁、軍需品工場を戰時中政府直接の組織監督の下に置くこと、並びに勞働に關する裁判組織等に關したものである。軍需品に關する諸法律の制定及びウェールズ炭坑々夫大同盟罷業に關してロイド・ジョルジの仲裁隨つてウェールズ炭價に關する法律の設定に就てはラウソンド・テールブル九月號を見よ。

## 四

此の如く政府は一方に於て大に軍需品の供給増加を圖ると同時に、他方に於ては日々益々不足を告げ來る兵員の増徴に腐心した。昨年六月國會を通過した國民登録法(National Registration Act)の提案せられた時、徴兵制反對論者は、之を以て政府が遠からず強制徴兵を企つる意圖あるものとして、熾むに攻撃したが、政府は國家究極の必要に應せしむる爲、國民が戰時に奉公す可き如何なる資格あるかを豫じめ調査するものに過ぎないと辨明して、同法案は大多數を以て兩院を通過した。國民

登録法の規定に據て、英國政府は八月十五日合衆王國全體に亘つて、現に陸海軍役に従事して居る者以外の十五歳乃至六十五歳の男子全體に對して登録を命じた。其れは一定せるピンク色の書式("Pink form"と稱す)内に名前、住所、年齢、生國、若し英國人ならざるときは、獨身か有妻者か、鰥夫か、十五歳以上及び以下の子女幾人を扶養するか、職業、雇主の名とも、何れの官省に勤務せるか、現在従事せる職業以外の業務に熟練せるか、此の如き他の業務に従事するを得るか、又従事するを欲するか、以上の各項に就て登録を了したる者には、夫れ證明を交付した。何百萬人と云ふ大勢が一時に登録するのであるし、然も書式内に記入す可き事項に就て幾多の疑問が起ると云ふので、政府は數千の役人を使ひ、又民間有志の臨時助手が大勢應援したにも拘はらず、非常の混雜を極めたのである。

國民登録法の實施と相前後して、徴兵論者は有力なる新聞紙を後援として大々的運動を開始した。各戰線に於ける損害は非常の數に上ぼり、一方應募者の數は漸次遞減の傾向が見へて來る。此上は國民一般の奉公を強制するの外ないとは國家社會の高位を占むる多數愛國者の主張であつた。試みに徴兵論者の主張の要點を

列舉せむか(一)戦争の事態は益々重大に趣くので、断じて大に兵員増加の必要ある事(二)現今にては一部の愛國者のみ應募して、横着な猜るゝ國家に對する義務を逃避して居る者が少なくないから、此の義務を公平に分擔する事(三)社會の各階級が召募に應ずるは賞讃す可きも、今後は漸次應募者の遞減する事等であらう。此の運動が勞働社會に大なる反動を惹起したと云ふのは、政府が徵兵論者の主張に壓迫せられて、一方の言のみに聽き遂には即時徵兵制度を布かむす傾向が見へたからである。仍で諸方の勞働組合は熾むなる徵兵反對運動を開始した。勞働が戦争に對して必要缺く可からざる地位を占めて居るとの勞働者の信念は、クライド造船所やサウスウエールズに於ける同盟罷業に依て暴露せられた無責任なる利己的の要求に於て觀察せらるゝ。此等の顯象は英國の名譽の爲、哀しむ可き出來事である。同盟罷業とロックアウト(雇主の方から停工する事)とは軍需品法に於て戦時中に限り三週間を隔て而かも商務院の仲裁効果あらざる上ならでは不法と認めらるゝ事に規定せられたけれど、兎に角此等の銳利なる武器を握れる勞働者の反對運動は其功を奏して、政府は即時徵兵を布くことを見合はせた。

徵兵問題は、夙に聯合内閣の議題に上はつたのであるが、種々の理由からして、義勇兵制度を變革する事には、反對する國務大臣が多かつた。第一首相のアスキースは自由黨出身だけに最初から徵兵制度に反對である事は、彼が再三國會に於ける演説中に言明して居る通りである。要するに内閣大臣の多數は依然義勇兵賛成論者であつて、惟り陸軍大臣キッチナー元帥が徵兵制度に對して責任を負う可き人であると專ばら取沙汰されて居る。英國人が徵兵制度に反對する理由は前から述べ來つた如くであるが、茲に更めて他の重なる理由を擧ぐれば、(一)之が爲め國民の不統一を招く虞れある事、(二)既に減少して居る熟練職工の團體を益々薄弱ならしむる事、(三)軍需品職工の人数を増加する必要ある事、(四)若し大英國にして今後も財政上同盟諸國を援助せむとするならば、貿易を充分に維持する必要ある事等である。仍で英國政府は徵兵制度を一時見合はて、今度はダービー卿を募兵總裁に任命して大々的に募兵す可く最後の努力を試みたのである。

## 五

ダービー卿が募兵總裁 (Director-General of Recruiting) に任命せられたのは、昨年十月

六日であつた。アスキース首相は國會に向つてダービー卿の今度の募兵計畫は實に義勇兵制度の最後の試金石であつて、若し此の募兵にして所要の人員を得ることが出来なかつた暁には、不得已徵兵制度に依るの外ないと宣言した。然し首相は又屢々假令英國が強制的に國民の奉公を要求する事になつても、既婚者を後にし、先づ未婚者から徵發する積りであると誓言したのである。此の誓言は實に政略の宜しきを得たものであつた。此の誓言を首相の口から得た多數の既婚者、彼等の中には未婚者にして先づ奉公の義務を盡せば欣むで服務す可しと條件付で徵兵制に賛成して居る者が多いは、徵兵制度論者と變じたので、後日強制徵兵令の通過に利する所が多かつたからである。ダービー卿はマツキンソン將軍を輔佐官として十月十一日から十一月三十日に至る迄、大々の募兵運動を行つた。英國の勞働者と云ふと一概に利己的觀念のみ發達して、愛國奉公の念に薄きものと斷定す可からず。彼等と雖もロイド、ジョルジ等が再三の演説に聽いて、現今の事態の重大なる事、彼等の努力が直ちに戦局に大關係を及ぼす事等を會得し、又軍需品法に依て彼等の所得も増加せられたので、漸く協和的態度を取るやうになつて來た。最近英國新

聞の傳る所に據れば、勞働社會一般は漸く時局を了解するに至つて、今は最後の勝利我れに在りとの確信を抱き、頗る樂觀的に各自の業務に従事しつゝありと云ふ事である。此の如く勞働者と雖も一度び各自の地位が明かになつて來さへすれば欣むで奉公の急に赴く愛國心に缺如たる者でないと云ふ信頼を根據として、ダービー卿は主として勞働組合の領袖連と會商して募兵の計畫を立てた。其他國會に於ける募兵委員 (Parliamentary Recruiting Committee) 及び各地に募兵委員を設け、官民相應じて大々の運動を行つた。國民登録に依て募兵に應ず可き資格あることの明かなる者に對しては、募兵總裁から一々勸誘狀を發し、又地方々々の委員から人別に直接勸誘した。敢て強制はしないけれど、募集に應じない理由は嚴密なる批判を下さるゝのである。茲にダービー卿募兵計畫の大要を述べれば、此の如くして募集に應じ醫師の検査に合格した年齢十八歳乃至四十一歳の男子をば四十六の團體に別け、先づ未婚者を以て年齢と職業の順序に依て廿三團を組織し、既婚者を以て同じ順序に依て他の廿三團を組織する。而して必要に應じて、此團體の順序を以て徵集するのである。即ち第一の未婚團體は真先に第二十三の既婚團體が最も後に徵

集せらるゝ順序である。而して二週間の豫告を與へて徴集する。ズット後團に編入されむことを志望する者は、其筋の許可を経なければならぬ。夫れから速時に軍隊に編入さるゝ者と、一時豫備に置かれて、隨て手當はなく後日必要に應じて徴集せらるゝ者とある。此の豫備に置かれて居る間にも當人の希望に因て、兵隊の鍊訓を受くることが出来る仕組である。即時に編入しても、當局の都合上一時家に還して從來の業務を執ることを許す者もある。其間は一、三志の割合を以て手當を給し、二十四時間の豫告を以て徴集する。

ダービー卿は此の所謂グループシステムの計畫に依て、所要の人員を調べむとして目覺ましい大運動を行つた。政府も此新運動に多くを期待して居たけれど不幸にして此の募兵計畫は遂に失敗に畢つたものと認められた。

英國政府が要する兵數が果して幾何なりや、確實に之を知ること難けれど、昨十二月二十二日國會に於けるアスキース首相の演説に據れば、開戦十六ヶ月後に於ける各戦線に立てる英國兵員數は約百二十五萬人以上に上り、而かも損害の數非常に多數に上るが故、新募の兵を以て之を補充するの急要を切言して居る。然

るにダービー卿募兵の成績なりとて、本年一月六日發表せられた所は左の如くである。即ち此の計畫の下に徴募し得べかりし人員は

- 未 婚 者 二、二七九、二三一
- 既 婚 者 二、八三二、二一〇

此内應募を申出でたる者

- 未 婚 者 一、一五〇、〇〇〇
- 既 婚 者 一、六七九、二六三

此内却下された者

- 未 婚 者 二〇七、〇〇〇
- 既 婚 者 二二一、八五三

而して採用せられたる志願者の内

- 未 婚 者 一〇三、〇〇〇
- 既 婚 者 一一二、四三一

は前記の速時編入として直ちに入隊を命ぜられ

- 未 婚 者 八四〇、〇〇〇
- 既 婚 者 一、三四四、九七七

は豫備編入としてグループシステムの人員簿に登録せられた。

右の表に依て觀れば、未婚者中、應募を申出でなかつた者百二萬九千二百三十一人を算し、其内で三十七萬八千七十一人は兵役外の他の國家に取て必要缺く可からざる任務に従事するが故、之を控除したる残りの未婚者六十五萬一千百六十人は、全然募集から逸したものである。ダービー卿の報告に曰く、是れ到底看過し得べき數に非ず、他の何等かの手段に依て是等の未婚者を得るに非れば、之に先ちて既婚者の服務を利用するに由なしと。

## 六

ダービー卿の募兵計畫が満足なる結果を齎らさなかつた以上は、英國政府たる者は非常の大決斷に出づるの外はない。既に述べたる如く、英國政府は主義としては決して何種の徴兵制度にも賛成するものでない。現に聯合内閣の二大柱石たる自由黨側のアスキース首相も統一黨側の元老パルフォアも最後まで強制徴兵法案の反對者であつたと傳へられて居る。然し義勇兵制度は既に最後の試験を経たのである。然も六十五萬人と云ふ應募資格ある者は見す／＼募集の網から逸せ

られて居る。是等を捕獲するには、其の最も嫌惡する手段に廻るの外採る可き途とてない。勞働者は依然として徴兵制度に反對の氣聲を揚ぐる。愛蘭人も強く反對し出した。非常のチレンマにかゝつた英國政府の苦悶察す可きである。閣内でも議論が兩派に分れたと見えて、屢々内閣分裂の危機が傳へられた。いよ／＼強制徴兵法案が國會に提出せられたのは一月五日であつたが、其翌日を以て、内務大臣サー・ジュー・サイモンは辭表を提出した。一月後には勞働黨出身の内閣員たる教育院總裁ヘンダーソン、内務次官ブレース、出納省次卿ロパーツの三名も辭表を捧げた。然し是等三人は時局の必要上、徴兵案には賛成であつたが、勞働大會が強制徴兵案反對の決議を發表したので一旦辭表を提出したけれど、其後勞働組合の多數も徴兵案の已むを得ざる方策なることを認めたので、一月十三日三人とも辭表を撤回した。結局辭職したのは、サイモン一人であつた。而して徴兵案決行を最も首相に慫慂して力あつたのは、軍需品大臣ロイド・ジョルジであると傳へられて居る。

一月五日下院に提出せられた強制徴兵法案の詳細なる内容は未だ之を知ること不可能であるが、諸方の電報を綜合すれば、其要點は矢張り十八歳乃至四拾一歳

の未婚男子(緊累なき鰥夫をも含む)の服役を必要とするものである。而して愛蘭人は全然國民性を異にし且此の法案に反對者が多数であると云ふので之を除外し、クエーカー教徒の如き信仰上兵役に就く能はざる者も亦之を除外する。夫れから施行期限は今回の戦争繼續中で、皇帝の裁可後十四日を経て實施せられ、徴集の期日は裁可後二十一日なる可しと云ふのである。此の如くして同法案は一月二十五日下院に於て三百四十七票の差を以て第三讀會を通過し、反對者は僅に三十六名、翌二十六日上院は第二讀會を通過せしめた。無論其後直ちに三讀會を通過して皇帝の裁可を経た筈である。

此の如く英國は一時の急要に迫られて遂に強制徴兵制度を採用したけれど、固より内閣大臣始め國民の大多数は主義としてかゝる制度を賛成したのではないから、古來の義勇兵制度は依然之を保持するのである。

七

英國政府が義勇兵制度の最後の試みとして努力したダービー卿の募兵計畫も豫期の効果を奏することが出來ず、一方に於て國家の安危存亡の岐るゝ大危機に

際して労働者等が募兵反對の運動するのを見て英國人の愛國心を疑う者が多いやうであるけれど、此の如きは濫りに他を評するものであると思ふ。英國が歐大陸や我が日本の如き徴兵制度に依らないで、兎に角三百萬人に近い此の數字不精確なりとアスクォス首相も斷つて居る(兵員を徴集し得たることは英國人ならでは出來ない事と思はれぬでもない、併かも英國は前にも述べた如く今回の戦争に依て未だ尺寸の土地も失つて居ないのみならず、交戦地は何れも海を隔てた外國である。英國人の歎懐心の容易に白熱點に達せざること理由なしとしない。又労働者の行動は英國傳來の自由主義と相悖るものではない。彼等は彼等の認めて眞正なる政治上の自由と相容れない制度に柔順に屈從するよりも、寧ろ愛國心の欠乏と批難せらるゝのを甘受したのである。同盟罷業や徴兵反對の運動は、實だに戦線に立てる其同胞に非常の苦痛を與へたのみならず、外國に對しても英國の名譽を損し、聯合側の大目的に對して少なからざる損害を與へたのである。然し同盟罷業も徴兵反對運動も其精神の底を叩けば、一概に労働者の奉公心の欠乏とのみ云へない。雇主が労働者の見地に盲目であつたことや、戦時價格や戦時利益の問題に對す

る政府の遣方の失敗や、就中資本家と労働者との間が疎隔して、直接自家に關係なき國家の問題に對して責任を感じる念の薄かつた事や、種々の原因が輻湊してかゝる不幸なる結果を齎らしたのである。然し前述の如く労働者も今や漸く時局の重大にして随つて自己の地位責任の重きことを悟るに至つたのみならず、彼等の反對にも係はらず政府は遂に強制的に徴兵する事にしたのであるから、英國政府は當初所要の兵員を獲て、最後の勝利を博するの信念を益々固くしたことであらう。然し乍ら徴兵制度の價值は實施後の成績如何に依て決せらるゝ問題である。英國人が古來の傳説習慣に反したる一種の革命を行うのであるから、強制徴兵の實施は多少の困難に遭遇するものと覺悟せねばならぬ。我輩は我が同盟諸國最後の勝利を獲る爲に切に其の成功を祈るものである。(二月十三日稿了)

### 戦後の經濟的革新(三)

阿部 秀助

#### 五

將來に於ける獨逸兩國の經濟的接近が果して如何なる形式の下に、如何なる方法によりて齎らざる可きやに就きては、先づ此問題研究の前提として、一面、現時に於ける獨逸兩國の經濟的發達を考量すると共に、他面、以上兩國の現時に於ける經濟的關係を觀察するの必要あり、但前者中、獨逸方面の經濟的發達に就きては、既に「ヘルフェリヒ」及「ハルムス」の著あるを以て論者は専ら獨逸方面の經濟的發達に就きて考察を試みんと欲す。(註)

註 Dr. K. Helfferich, Germany's Economic Progress and National Wealth, 1888-1913.

B. Harms, Kaiser, Wilhelm II und die Triebkräfte des neudeutschen Sozial- und Wirtschaftslebens.